

熊本県肝炎対策協議会

熊本県肝炎治療特別促進事業指定医療機関認定審査部会設置要綱

(設置)

第1 熊本県肝炎治療特別促進事業の適正かつ円滑な実施を図るため、熊本県肝炎対策協議会設置運営要綱（以下「協議会要綱」という。）第7条の規定に基づき設置する熊本県肝炎治療特別促進事業指定医療機関認定審査部会（以下「認定審査部会」という。）に関し、協議会要綱で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 認定審査部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県が実施する熊本県肝炎治療特別促進事業における指定医療機関の認定審査に関すること
- (2) その他熊本県肝炎治療特別促進事業に関し、必要と認められること

(組織)

第3 認定審査部会は委員5人以内で組織する。

2 委員は肝炎治療に関して十分な経験と識見を有する者のうちから指名する。

(意見聴取)

第4 認定審査部会が所掌する事項について知事が意見聴取しようとするときは、当該部会に意見聴取させるものとする。

2 前項の規定により認定審査部会に意見聴取されたときは、当該意見聴取されたことを持って肝炎対策協議会に意見聴取されたものとする。

(審査)

第5 第4第1項の規定により諮問された認定審査部会は、あらかじめ提示された基準等に基づいて審査するものとする。

2 別に定める場合においては、持ち回りにより審査を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。